

第2章 計画の実現性を向上させるための取り組み

1. グリーン・マネジメントの更なる実践

(1) グリーン・マネジメントの基本的考え方

- 鎌倉市は、緑の基本計画に基づく取り組みを推進し、主要な都市公園の整備、地域制緑地の指定を着実に進めてきました。
- グリーン・マネジメントは、平成8年(1996年)の緑の基本計画策定以来、鎌倉市が計画に基づく取り組みを実践し、計画の進行管理を行ってきた実績を踏まえ、さらに緑の環境を改善していくための施策展開の柱としている考え方です。
- 緑の将来都市像の実現に向けて、より良い緑の環境を実現していくために、Plan-Do-Check-Action というマネジメントの仕組みにより、緑の基本計画に基づく取り組みを推進し、市民をはじめ、関係する自治体などの多様な主体が効果的に連携し、樹林地・都市公園・市街地の緑などを多面的な機能を有する質の高い緑の資源として保全・整備・創造し、管理・運営していく考え方で、個別の施策に基づく取り組み等はその熟度に応じて実践しています。

(2) グリーン・マネジメントの更なる実践

- 鎌倉市は、緑の基本計画の進行管理の上で大きな役割を担う「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取り組み)」を、定期的に公表しています。^{※1}
- 緑の基本計画に基づく実績としての前年度までの施策展開の進捗を踏まえ、毎年「鎌倉市のみどり」の公表により、緑地指定等の方針、数値の更新、制度・事業の新たな方向性などの事業展開の方針について考え方を示しています。
- 「鎌倉市のみどり」は、グリーン・マネジメントの考え方に沿って、施策の進展に応じた目標の更新、施策の内容・方針の修正を行い、施策の実現に結びつける「計画実践書」の役割を担っています。
- グリーン・マネジメントは、次のような考え方に沿って実践しています。

■全ての緑の対象化

- ・鎌倉市の緑の環境を構成する丘陵樹林地、市街地の緑、海岸線、都市公園・道路・河川などの全ての緑を対象とします。

■目標・視点の共通化

- ・それぞれの緑を個別の視点で見るのではなく、都市資産として共通の目標・視点に立った保全・整備・創造と管理・運営を行います。

■効率性・透明性の確保

- ・効率性、透明性を確保するため、市民・土地所有者・市民団体・事業者・行政等の連携を基本とします。

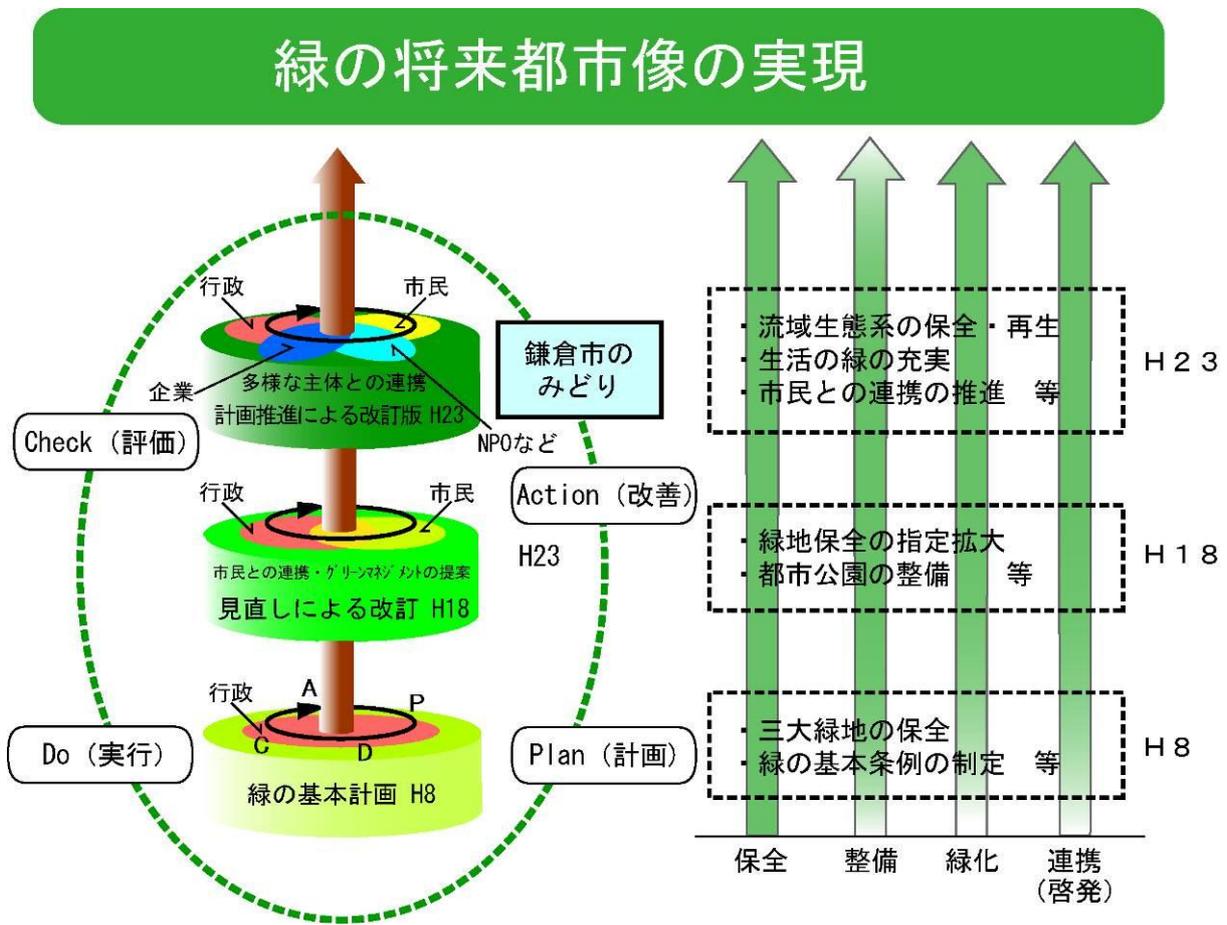
■明確な目標設定

- ・明確な目標を設定し、PDCAサイクルの考え方を取り入れた事業管理を行います。

- これまでの実績をもとに、マネジメントの基本的な考え方であるPDCAサイクルを更に発展させ、計画の進行管理にいかし、持続的に施策を推進します。
- 緑の将来都市像等に示す計画の目標を確認し、その進捗にあわせて施策展開の方向を明らかにします。
- グリーン・マネジメントは、緑の将来都市像の実現に向けた中長期の視点を持って対応するもので、緑の基本計画の改訂等にあわせて計画内容の充実を図っていきます。

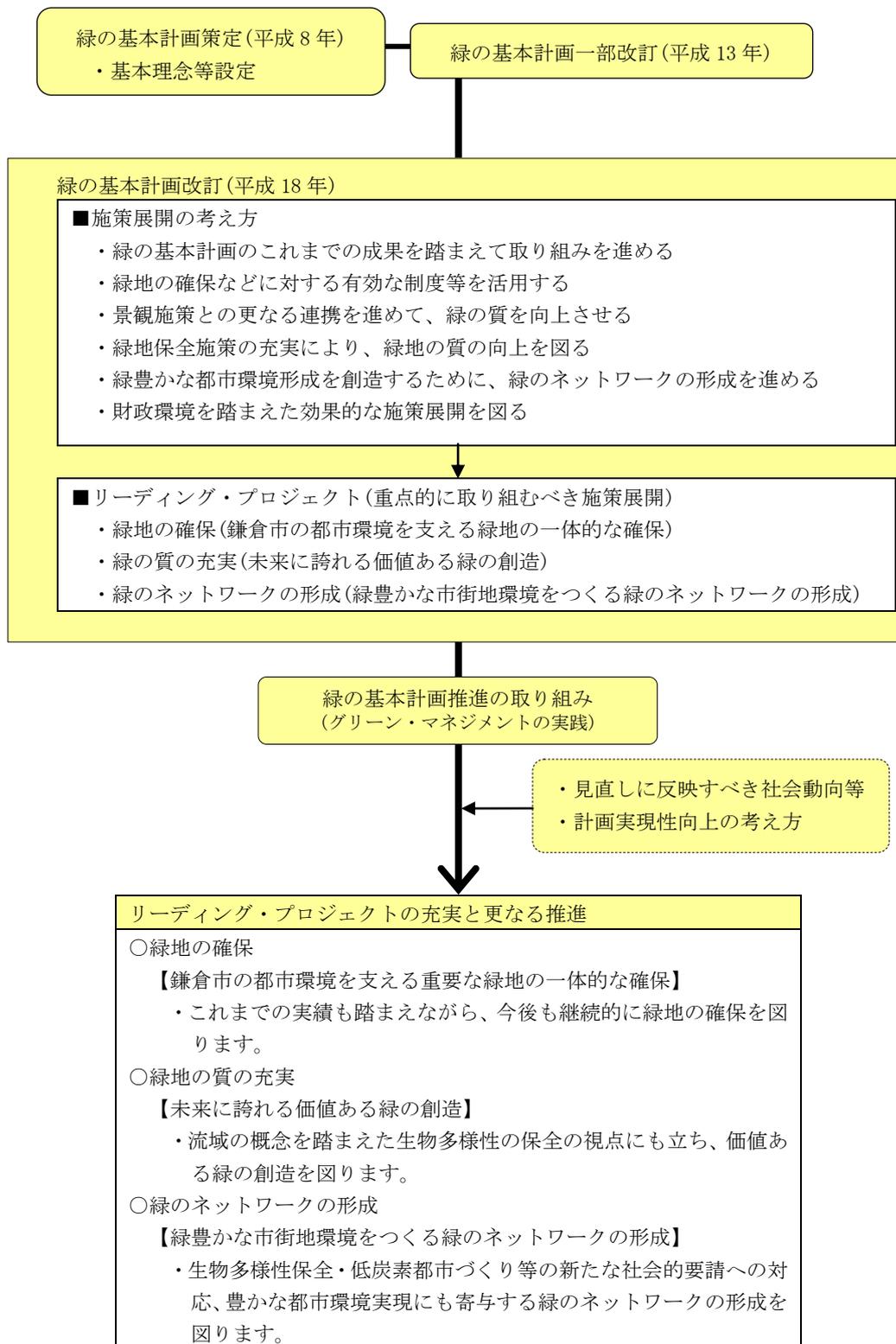
^{※1} 「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取り組み)」は、緑の基本計画に基づく施策推進の実績をまとめ、毎年緑政審議会に報告した上で公表しているもので、前年度までの計画の進捗を踏まえ、「鎌倉市のみどり」の公表により、緑地指定等の方針、数値の更新、制度・事業の新たな方向性などを示します。

■図Ⅱ.2.1 グリーン・マネジメントの実践



2. リーディング・プロジェクト

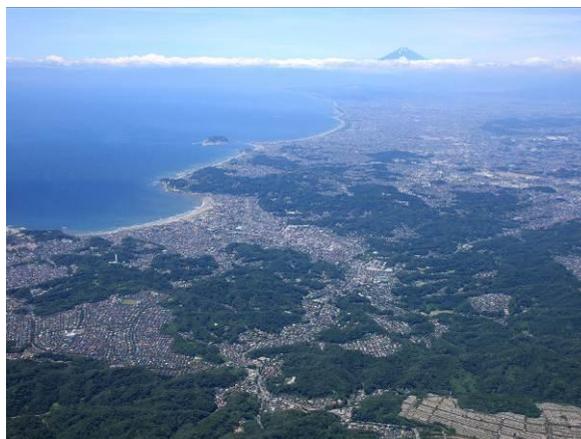
緑の基本計画に基づく取り組みにより、都市環境を支える緑地の保全等に道筋をつけてきた実績を踏まえ、生物多様性保全・低炭素都市づくりへの対応等の社会的要請に応える考え方などを充実した上で、リーディング・プロジェクトを継承し、引き続き計画の実現に向けた取り組みを進めていきます。



(1) 緑地の確保 — 鎌倉市の都市環境を支える緑地の一体的な確保 —

1) 背景

- 鎌倉市を特色づける歴史的風土や風格ある都市景観、快適な生活環境は、まとまりのある丘陵樹林地や海岸線、市街地内の市民生活に密着した身近な緑^{※1}など、豊かな緑地によって支えられています。
- 鎌倉市では、都市環境を支えている緑地を市の重要な自然・文化資源、都市資産として捉え、関連する法制度や市独自の制度・事業を活用するなどしてその保全に努め、これまでに多くの緑地を確保するなどしてきました。



■歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の緑
法制度の適用により保全された古都の緑が鎌倉市の都市環境を支えています。

2) 趣旨

- 緑の基本計画で保全をめざしてきた緑地の中には、永続的な保全が担保されている区域がある一方で、担保が十分ではない区域もあることから、土地所有者の理解と協力を得て、引き続き積極的な緑地保全に係る法制度の活用等に取り組み、関連する取り組みと連携させて、鎌倉市の都市環境を支える重要な緑地の一体的な確保を図ります。



■台峯地区一帯の緑
法制度の活用等に取り組み、関連する取り組みと連携させて、鎌倉市の良好な都市環境を支える重要な緑地の一体的な確保を図ります。

3) 概要

- 緑地の一体的な確保による緑の将来都市像の実現に向けて、特に樹林地の保全につながる、保全すべき緑地の確保の施策に係る制度・事業を積極的に活用します。
- ・歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区などの地域制緑地の指定(拡大)等を推進します。
- ・市民が主体となって緑地保全を含むまちづくり等の提案がされている地区、保全配慮地区に設定する区域などにおいては、市独自の緑地保全・緑化制度を有効活用するとともに、市民が主体となった、良好な樹林地の保全への取り組みを支援し、緑地保全に向けて市民をはじめとした多様な主体との連携を推進し、必要に応じた緑地保全に係る法制度の適用等に取り組みます。
- ・市独自の緑地保全制度等を充実・活用し、緑地保全に係る法制度を補完する形で緑地保全にきめ細かく対応します。

^{※1} 身近な緑として、「社寺境内地等の緑」「都市公園の緑」「公共施設の緑」「大規模な民間施設用地の緑」「谷戸の斜面を構成する緑」などがあげられます。また、そのほかにも、暮らしの中にある主な緑として、「建物敷地内の庭木・生け垣などの緑」「建物敷地内に置かれるプランター等の緑」「家庭菜園の緑」などがあげられます。

■ 図Ⅱ.2.2 緑地の確保に向けた施策の推進



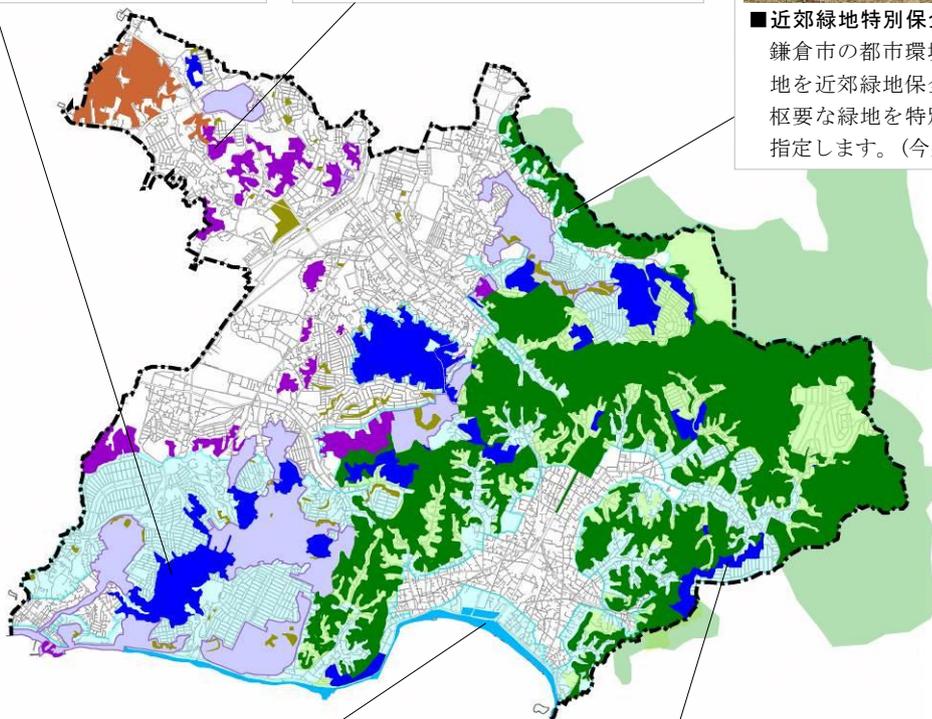
■ 都市公園としての保全・活用
市街地内の大規模樹林地を都市公園として保全・活用します。
(鎌倉広町緑地)



■ 特別緑地保全地区等の指定
市街地内の良好な樹林地の特別緑地保全地区等の指定を推進します。
(城廻特別緑地保全地区)



■ 近郊緑地特別保全地区の指定
鎌倉市の都市環境を支える緑地を近郊緑地保全区域のうち重要な緑地を特別保全地区に指定します。(今泉)



■ 海浜と源流域の緑の保全
豊かな生き物を育む海と源流域をなす緑が、一体的に保全されています。
(由比ガ浜・坂ノ下)



■ 身近な緑の整備・活用
市民の身近な緑の整備・活用を推進します。(浄明寺緑地)

- 歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区
- 歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域
- 特別緑地保全地区
- 風致地区
- 農用地区
- 保全配慮地区
- 都市公園
- 都市公園（海浜保全）
- その他の施設緑地

(2) 緑の質の充実 ―未来に誇れる価値ある緑の保全と創造―

1) 背景

○鎌倉市は緑に恵まれています。人の手が入らなくなったことにより、荒廃が進む樹林地も見られ、生物多様性保全をはじめ、景観形成、環境負荷調節等にも配慮した樹林地の質の充実や身近な生活空間の緑化の必要性などの課題もあります。

○保全すべき緑地の確保が着実に進捗する中で、鎌倉市の良好な都市環境を維持・向上させていくためには、その基盤をなす緑を適正に管理・整備し、緑の質を充実させていくことの重要です。

○緑地の適正な管理と整備に関しては、市民と行政の連携による都市公園の維持管理等や市独自の制度・事業による緑地所有者への支援を行うとともに、緑のレンジャー、公園愛護会・街路樹愛護会等による活動などを通して、市民との連携を進めてきました。

○広域的な視点に立って、市民をはじめ、国、関係する自治体などの多様な主体と連携した、緑地の質の充実に向けた取り組みが必要です。

○確保した緑地等の機能をより有効に発揮するためには、市全域での質の高い緑化の推進に向けた取り組みが必要です。

○これまでの取り組みを更に発展させ、未来に誇れる価値のある緑を創造していくことが大切です。



■未来に誇れる価値ある緑

質の高い緑の資源の創造に向けた取り組みを積極的に推進します。(仮称)山崎・台峯緑地・谷戸ノ池の下の湿地)

2) 趣旨

○グリーン・マネジメントの考え方に沿って、すべての緑を対象に、多角的な視点に立って適正な整備・管理を継続的に行うことにより質を充実させ、広域的な視点にも立って、市民や企業等とも連携し、生物多様性保全・景観形成・環境負荷調節等に寄与する未来に誇れる価値ある緑の創造を図ります。

3) 概要

○生物多様性保全・景観形成・環境負荷調節等に寄与する質の高い緑の資源の保全と創造に向けて、グリーン・マネジメントを更に実践し、全市域において連携の推進に係る事業を積極的に推進します。

・樹林地の植生管理の方向性を明らかにすることをめざし、国・県・市・市民の連携を前提とした適正管理の体制づくりや緑地管理に係る事業を推進します。

・生物多様性保全の考え方にに基づき、生物の生息生育環境の多様化と有機的な組み合わせを図り、貴重種・重要種の保護、種の地域性の保全、外来種の防除に努めます。

・利用に適した史跡・庭園・水辺地などの緑の資源を持つ緑地を、歴史文化や自然とのふれあいの場となる都市公園等として整備し、質の高い緑地空間を創造し、地域住民とともに、身近な都市公園を再整備して、その質の充実をめざします。

・市民と行政の連携による、生物多様性保全をはじめとする社会的要請にも寄与する質の高い緑の保全と全市域における緑の創造を推進します。

■ 図Ⅱ.2.3 緑の質の充実に向けた施策の推進



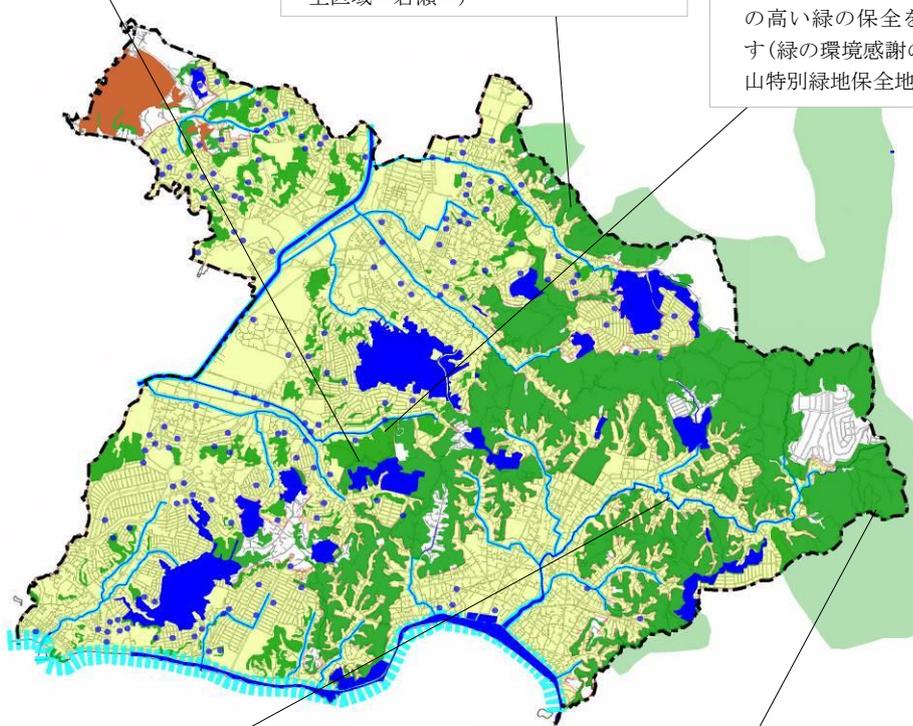
■ 緑地の適正な管理と整備
 特別緑地保全地区指定地等の適正な整備により荒廃を防ぎ、質の充実をめざします。(常盤山特別緑地保全地区)



■ 樹林地の質の充実
 生物多様性保全・低炭素都市づくり等に寄与する良好な樹林地の形成を図ります。(円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域=岩瀬=)



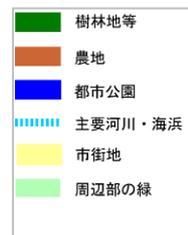
■ 市民との連携
 市民と行政の連携による、質の高い緑の保全を推進します(緑の環境感謝の日=常盤山特別緑地保全地区=)



■ 緑地の質の充実に向けた取り組み
 緑地の質の充実へ寄与する多様な主体による多様な取り組みを推進します。(小学生自然探検=滑川=)



■ 自然環境の確認・評価
 市民との連携により、更なる緑地の質の充実に取り組みます。(近郊緑地特別保全地区候補地における市民による自然環境調査=十二所=)



(3) 緑のネットワークの形成 –豊かな市街地環境をつくる緑のネットワークの形成–

1) 背景

- 市域面積の約6割を占める市街地(住居系・商業系・工業系用地や公共公益施設などの都市的な土地利用がされている地域)における、生物多様性保全・景観形成・環境負荷調節等に寄与する緑の環境づくり、暮らしを支え豊かにする緑の創造に取り組み、更に質の高い緑化を推進する必要があります。
- これまで市街地内の樹林地・樹木の保全、都市公園等の整備、道路の緑化、河川環境の整備、風致地区制度や開発事業に伴う緑化、まち並みのみどりの奨励事業による市民による積極的な緑化への支援などの取り組みを進めてきました。
- 流域の概念を踏まえ、身近な生活空間をはじめ、市域全体を緑豊かにすることにより、これまで確保してきた緑地や都市公園等の機能を更に向上させることが期待できます。
- 生物多様性保全、低炭素都市づくり等の社会的要請に応えるためにも、広域的な緑のつながりが重要になっています。
- 緑をつなぎ手として、地域・歴史・文化・生物の生息生育空間を結ぶことが、豊かな市街地の創造につながります。



■まち並みのみどりの奨励事業による接道緑化
市民による積極的な緑化によるまち並みの緑の創造を支援してきました。(岩瀬)

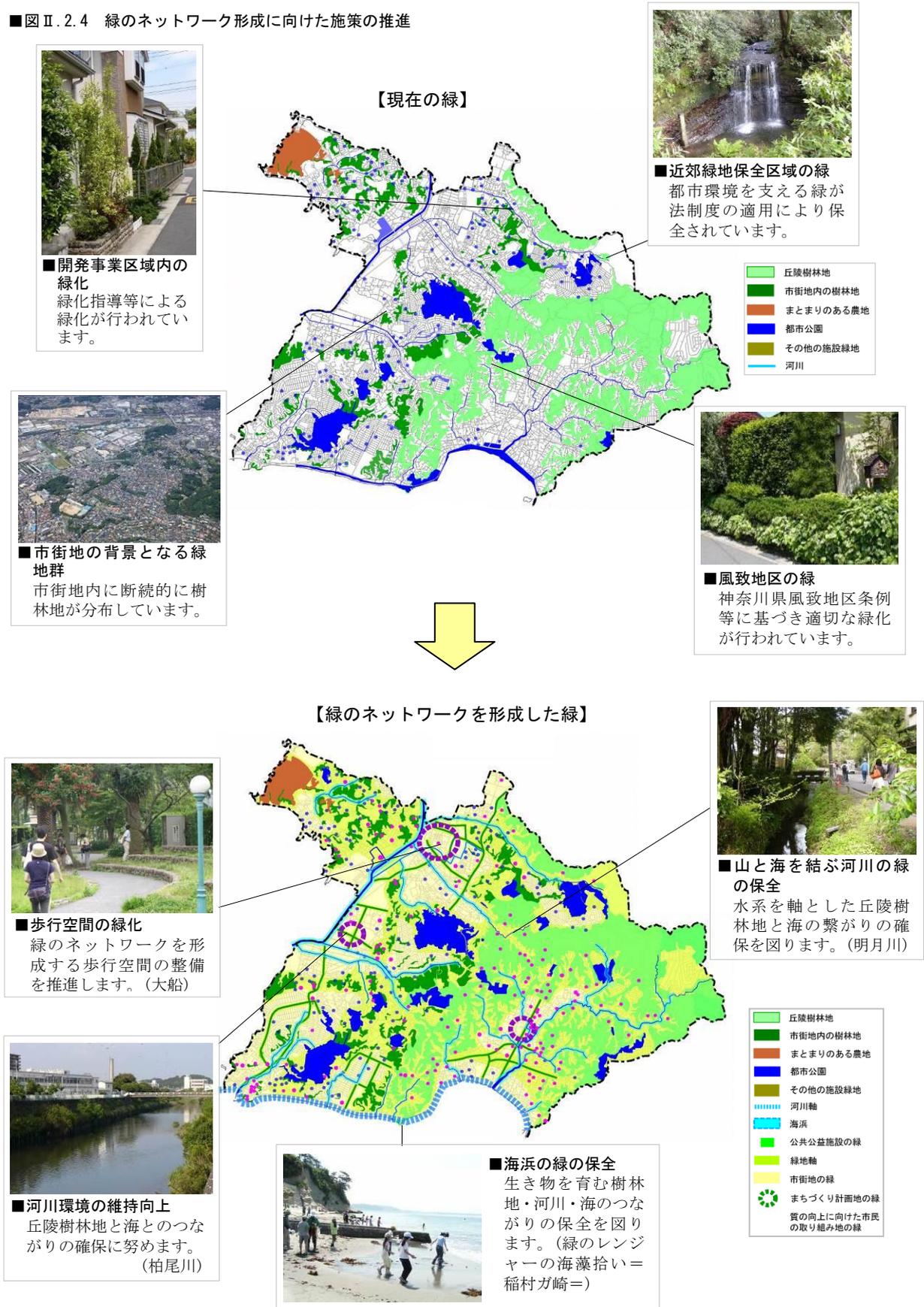
2) 趣旨

- 鎌倉市の緑豊かな都市環境の創造には、今後、風致地区指定地やその候補地を除く市街化区域を緑化地域等として位置づけ、市街地における公共施設・民有地等の緑化面積の更なる増加・担保性の向上を図り、身近な生活空間の緑の保全や緑のネットワークを形成していくことが重要です。
- 緑のネットワークの形成では、ひだ状に存在する大小様々な谷戸地形が組み合わさって形成された河川流域等の水系を軸とした考え方に基づく取り組みが重要です。
- 市街地における緑のネットワーク形成では、道路・河川・都市公園などの公共空間が果たす役割が大きいことから、これらの緑とオープンスペースの整備・創造を一体的に推進することで、緑の連続性を向上させ、多面的な機能を有するネットワークの形成を図ります。
- 市民が主体となる民有地の緑化・緑地保全の取り組み等と連携することで、更なる緑のネットワーク形成を図ります。

3) 概要

- 緑のネットワークの形成に向けて、保全すべき緑地の確保や都市公園等の整備の取り組みとともに、身近な緑の保全、公共施設緑化の推進、民有地を含むまちづくり事業等と連携した緑化等を誘導します。
 - ・周囲から孤立した形で、市街地内に断続的に分布する樹林地を、緑地保全に係る法制度や市独自の制度を活用し、地域的な環境と種の特性に配慮するなどの生物多様性保全の観点も踏まえ、適切な保全を図ります。
 - ・市民が主体となる緑地保全の取り組み等を支援する等の連携を図ります。
 - ・質の高い緑化を推進していくために、市民と連携しながら、市全域で民有地の緑化を推進します。
 - ・市民とともに質の高い建物敷地内の緑化を推進し、オープン・ガーデンなどの民有地緑化とその公開の取り組みを支援する等の連携を図ります。

■ 図Ⅱ.2.4 緑のネットワーク形成に向けた施策の推進



3. 緑の確保目標水準

○緑の確保目標水準

- ・緑の基本計画見直しは、平成 8 年に策定した緑の基本計画の基本理念、緑の将来都市像などの基本的方針とともに、緑の確保の目標水準も、引き続き継承します。
- ・引き続き、将来市街化区域面積の約 30%、都市計画区域面積の約 50%の緑を確保することをめざすとともに、緑の質の充実を図ります。

■表Ⅱ.2.1 緑の確保目標水準^{※1}

緑の確保目標量	将来市街化区域面積に対する割合	都市計画区域に対する割合
	概ね 700ha(約 30%)	概ね 2,000ha(約 50%)

緑の内訳		緑の確保目標量(数値は概数・ha)		備考
		将来市街化区域面積	都市計画区域面積	
緑地	①地域制緑地等	250	1,400	指定面積でなく実際の緑地面積
	②施設緑地	160	270	
小計		410	1,630	①②の重複部分を除いた面積
その他	河川等	50	110	
	市街地の緑被面積	230	290	
小計		280	400	
合計		690(26.9%)	2,030(51.4%)	

○都市公園等の施設緑地として整備目標水準

- ・計画推進上の課題については、グリーン・マネジメントの更なる実践により、より柔軟な事業展開による計画実現の可能性を向上させる施策体系とともに、目標年次を平成 42 年(2020 年)、中間年次を平成 32 年(2040 年)に設定した上で、都市公園等の整備目標水準^{※2}を市民一人当たり約 16.4 m²とします^{※3}。

■表Ⅱ.2.2 施設緑地の整備目標水準

年次	計画策定時	計画改訂時	現況	10 年後	20 年後
	平成 7 年 (1995 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 42 年 (2030 年)
整備(目標)量	69.9ha	87.6ha	104.7ha	260.7ha	281.5ha
1 人当たり面積	約 4.1 m ²	約 5.2 m ²	約 6.0 m ²	約 14.8 m ²	約 16.4 m ²
人口規模	17.0 万人	17.0 万人	17.4 万人 ^{※4}	17.6 万人	17.1 万人 ^{※5}

^{※1} 緑の基本計画では、「緑の確保目標水準」の緑の内訳で、良好な自然環境を構成する河川などの空間を、広く緑としてとらえ、市街化区域の 3 割、市域の 5 割を、目標年次に確保する緑の目標量として設定し、その内訳として考えられる概数を示しているものであり、この水準をもとに施策を展開していますが、緑地指定等の目標の合計数値と、この緑の内訳の数値は一致するものではありません。

^{※2} 都市公園等の整備目標水準の対象は、施設緑地の整備目標に示す施設緑地です。(平成 8 年の計画策定時は、「県立フラワーセンター大船植物園」を含んでいます。)

^{※3} 平成 42 年の目標年次で、市民一人当たりの整備目標水準が 16.4 m²となるのは、整備量の増加と推計人口規模の減少の双方がその事由です。(従前の計画では、一人当たりの整備目標を 18 m²としていましたが、最新の将来人口推計を踏まえた数値としています。)

^{※4} 平成 22 年度末の人口です。

^{※5} 平成 22 年度に実施した簡易人口推計(各年 1 月 1 日基準)の数値で、2005 年から 2010 年の人口増減をベースに、社会移動が収束していくと見込んだトレンド推計です。